

教職課程認定基準等について

- 2023.10.3
令和5年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課

目次

1. 課程認定制度の概要等
2. 教科専門科目の見直し(教育職員免許法施行規則の改正)について
3. 教職課程認定基準等の改正について
4. 教育課程特例について
5. 関係手続
6. その他

※ 本資料においては、免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している。

「教科専門科目」:教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」:各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目



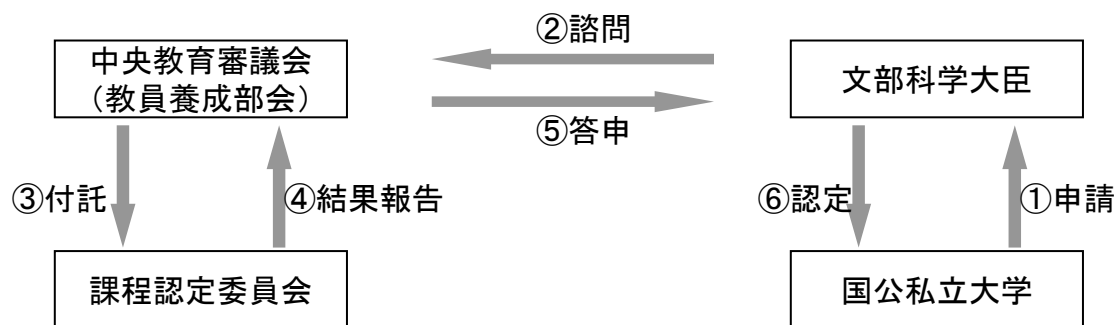
1. 課程認定制度の概要等



1. 課程認定制度の概要等①

1. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



2. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教育研究実施組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

1. 課程認定制度の概要等②

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

■ 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」

・審査の観点：学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等

（参考） 過去認められた例）

- 中高一種免（国語）： 人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科
- 中高一種免（英語）： 比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- 中一種免（技術）： デザイン工学科、環境科学科

過去に疑義が生じた例）

- 中高一種免（保健体育）： 経営系学科
- 中一種免（社会）： 心理系学科
- 高一種免（地理歴史）： 法学系学科

※手引P166の相当性基準の解説参照

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

■ 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(5)

・審査の観点：学科等の名称・設置理念、学位・学位の分野、教育課程全体における教員養成に関する科目の割合、卒業要件等における免許状取得や科目履修の位置付け 等



1. 課程認定制度の概要等③

教職課程を設置する大学は、**学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成**しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、**教職課程プログラムを体系的に履修**することが求められる。

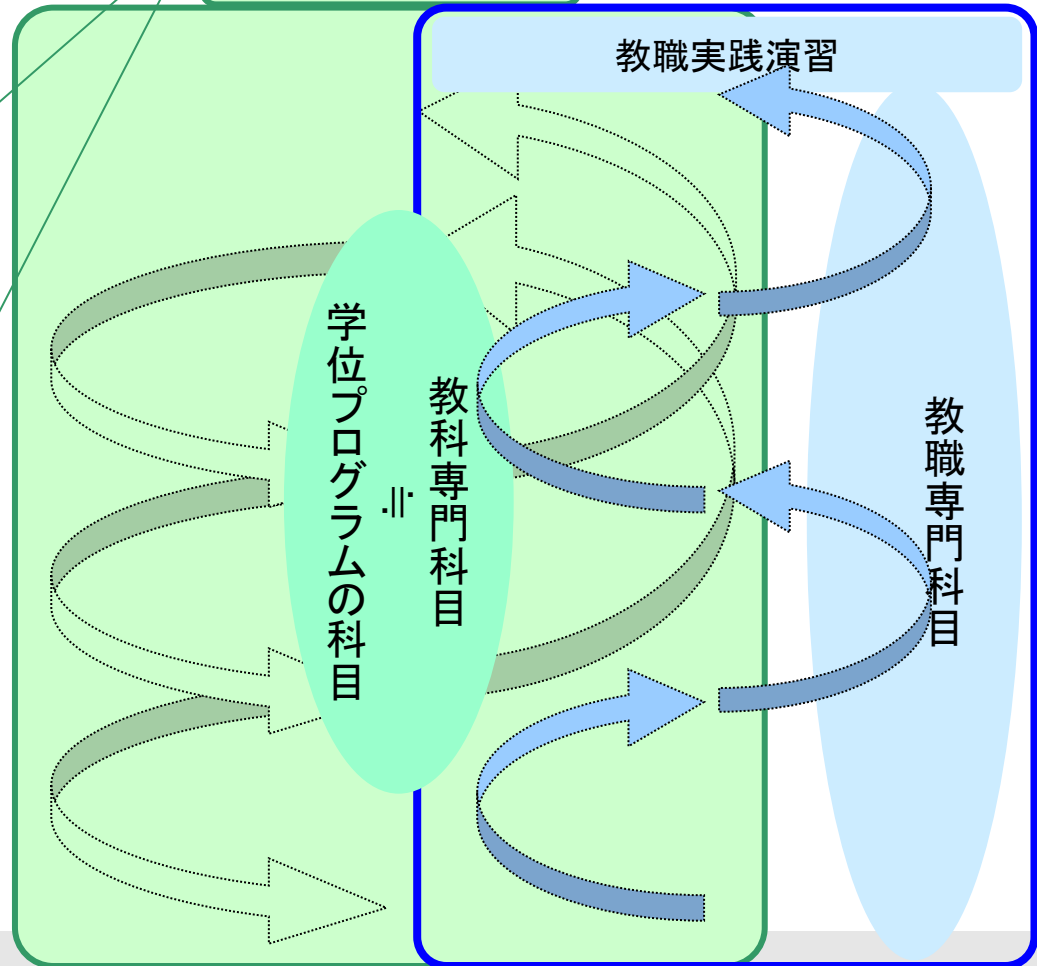
○学位プログラム(大学設置基準)

- (教育課程の編成方針)
第十九条 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
- 3 (略)

(教育課程の編成方法)
第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

学士(〇〇学)

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
(学教法第83条第1項)



○教職課程(教育職員免許法施行規則)

- 第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。
- 2～6 (略)
- 7 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
- 第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2. 教科専門科目の見直し(教育職員免許法施行規則の改正)について



2. 教科専門科目の見直し -令和4年12月答申における提言

令和4年12月中央教育審議会答申：『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（抜粋）

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- (1) 教職課程における多様な専門性を有する教師の養成
- ②. 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成の促進

令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたが、教科指導の専門性を有する教師による多様な教材を活用したより熟練した指導や、児童生徒の発達段階を理解した小学校から中学校への円滑な接続等の観点からは、小学校と中学校の両方の免許状を有する教師を増やしていくことが望ましい。

（略）

また、既に小学校や中学校等の免許状を有する現職の教師等についても、**免許法認定講習や、大学での科目等履修等により、複数校種・複数教科の免許状保有を促すことも重要である。**

「教科に関する専門的事項に関する科目」についても、学習指導要領等との整合性について改めて確認することも重要である。教育職員免許法施行規則に掲げる**事項が多い教科について、中学校二種免許状を取得しようとする場合、同規則で定める最低単位数を超える単位の取得を要するケースが生じている。**このため、「教科に関する専門的事項に関する科目」について、**専門的事項の数が多い教科を中心に必要な見直しを行うべき**である。

2. 教科専門科目の見直し -教科専門科目の必要単位(中学免許の例)

○教科の専門的事項については、一種であれば最大20単位、二種であれば最大10単位の履修が必要。

1. 免許法別表第一による取得 (大学の教職課程による取得)

	教科及び教科の指導法	教育の基礎的理解	道徳、総合等	教育実践	大学独自科目
一種	28 (うち教科の指導法8以上)	10	10	7	4
二種	12 (うち教科の指導法2以上)	6	6	7	4

2. 免許法別表第四による取得 (同一校種その他教科の免許状を取得する場合)

中学校普通免許状	+		教科の専門的事項	教科指導法
		一種	20	8
		二種	10	3

3. 免許法別表第八による取得 (隣接校種の免許状を取得する場合)

小学校普通免許状	+	3年以上の勤務経験 (良好な勤務成績)	+		教科の専門的事項	教科指導法	生徒指導等	
				二種	10 (5※)	2 (1※)	2 (1※)	
高等学校普通免許状	+	3年以上の勤務経験 (良好な勤務成績)	+		教科指導法	道徳	生徒指導等	大学独自科目
				二種	2 (1※)	1	2 (1※)	4 (2※)

※経験年数による軽減措置適用後の最低単位数

教科の専門的事項の内容を含む

2. 教科専門科目の見直し -教科に関する専門的事項に関する検討委員会

令和5年4月26日
教員養成部会決定

1. 設置の目的

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(令和4年12月19日中央教育審議会答申)において提言された「教科に関する専門的事項に関する科目」の必要な見直しについて検討するため、本部会のもとに、教科に関する専門的事項に関する検討委員会を設置する。

2. 検討事項

中学校及び高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項に関する科目」の在り方について、特に次の点を中心に検討を行う。なお、必要に応じ、ワーキンググループを設置して検討を行うことができるものとする。

- (1) 専門的事項の科目区分・内容の適切な在り方
- (2) その他これらに関連する事項



<対象教科>
技術、理科
家庭、情報

<審議の経過>

- ・令和5年5月 第1回検討委員会
- ・令和5年6月～7月 各ワーキンググループ
- ・令和5年7月 第2回検討委員会
- ・令和5年8月 教員養成部会に報告

2. 教科専門科目の見直し -免許法施行規則改正の概要

○改正の概要

事 項	改 正 概 要	関係通知等
教科に関する専門的事項に関する科目の見直しに対応した教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令	<p>○中学「理科」、「技術」、「家庭」 高校「理科」、「家庭」、「情報」 について教科専門科目の科目区分の統合や削除等を行う。</p> <p>※教科専門科目の必要修得単位数については変更なし。</p> <p>○改正前後の科目の読替えなど、必要な経過措置を整備。</p> <p>○施行日：令和6年4月1日</p>	<p>○通知：5文科教第1015号（令和5年9月27日）</p> <p>○教科に関する専門的事項に関する検討委員会まとめ(中教審教員養成部会R5年8月10日資料) https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2023/1422489_00001.html</p>

2. 教科専門科目の見直し -各教科の改正内容(理科)

【中学校理科】

改正前	改正後
物理学	物理学
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	
化学	化学
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
生物学	生物学
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
地学	地学
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	物理学実験・化学実験 ・生物学実験・地学実験

【高校理科】

改正前	改正後
物理学	物理学
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

※改正後は中学と高校で科目区分が一見同様に見えるが、履修方法が異なるため留意する。

- 中学校は、実験科目を1区分に統合。履修すべき内容は、物・化・生・地の4分野の実験。
- 高校は従前と変わらない。いずれかの実験から1つ選択。
- 中・高いずれも、(コンピュータ活用を含む。)を削除。

2. 教科専門科目の見直し -各教科の改正内容(技術)

【中学校技術】

改正前	改正後
木材加工（製図及び実習を含む。）	材料加工（実習を含む。）
金属加工（製図及び実習を含む。）	
機械（実習を含む。）	機械・電気（実習を含む。）
電気（実習を含む。）	
栽培（実習を含む。）	生物育成
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ

○木材加工と金属加工を統合し「材料加工(実習を含む。)」とする。製図を削除する。

○あらゆる種類の材料の加工を網羅する必要はなく、特定の材料(木材、金属、プラスチックなど)の加工について一般的包括的に扱うことで要件を満たす。

○機械と電気を統合し「機械・電気(実習を含む。)」とする。いずれの内容も扱うことが必要。

○栽培を「生物育成」とする。

○あらゆる種類の生物の育成を網羅する必要はなく、特定の生物(作物、動物、水産生物など)の育成について一般的包括的に扱うことで要件を満たす。

○(実習を含む。)を削除する。

○(実習を含む。)を削除する。

2. 教科専門科目の見直し -各教科の改正内容(家庭)

【中学校家庭】

改正前	改正後
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学	住居学
保育学（実習を含む。）	保育学

【高校家庭】

改正前	改正後
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学（製図を含む。）	住居学
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学
家庭電気・家庭機械・情報処理	

- 中学校は、被服学の（被服製作実習を含む。）を（被服実習を含む。）に変更。保育学の（実習を含む。）を削除。
- 高校は、「家庭電気・家庭機械・情報処理」の区分を削除。被服学は中学と同様。住居学は（製図を含む。）を削除、保育学は（実習及び家庭看護を含む。）を削除。

※改正後は中学と高校で科目区分が同一となる。

2. 教科専門科目の見直し -各教科の改正内容(情報)

【高校情報】

現行	改正後
情報社会・情報倫理	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
コンピュータ・情報処理（ 実習を含む。 ）	コンピュータ・情報処理
情報システム（ 実習を含む。 ）	情報システム
情報通信ネットワーク（ 実習を含む。 ）	情報通信ネットワーク
マルチメディア表現・マルチメディア技術（ 実習を含む。 ）	マルチメディア表現・マルチメディア技術
情報と職業	

○(実習を含む。)を削除する。

○情報と職業は、情報社会・情報倫理に統合し、「情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理」とする。

2. 教科専門科目の見直し - (実習を含む。)について

【教科専門科目検討委員会まとめより】

2. 中学校教諭普通免許状「技術」について

(1) 見直しの基本的な方向性

- (実習を含む。)の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

(※中・高家庭、高情報においても同旨の記述あり)

- 教科専門の科目区分は、学習指導要領で取り扱うべき内容等も踏まえ、大学がその科目区分における授業科目を学生に修得させる際の手法として、「(実習を含む。)」や「(コンピュータ活用を含む。)」等といった記述が追加されてきた。
- 検討委員会及びワーキンググループでは、授業で実習やコンピュータの活用を扱っていることが一般的となっている状況であることから、科目区分の名称にこれらの記述をする必要はないのではないかという意見や、実習を含めることが教職課程を開設する際の障壁になっている可能性の指摘もあり。



2. 教科専門科目の見直し -経過措置等①

【経過措置について】

○ 改正省令の施行時において改正後の科目区分に相当する科目の単位を修得していない場合でも、既に教職課程の履修が始まり体系的な学修の中に位置づけられている科目を途中で変更させることは、教職課程を開設している大学や当該教職課程を履修する学生にとっても不利益な扱いとなるため、経過措置を設ける。

対象者		
改正省令該当条項	免許状取得の際の根拠規定	経過措置の対象者
附則第2条	免許法別表第1	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月31日時点で課程認定大学に在学しており、卒業までに改正対象科目の単位を修得する者 令和6年3月31日までに課程認定大学で改正対象科目の単位を修得している者
附則第3条	免許法別表第3から別表第5, 別表8, 附則第5項	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月31日時点で課程認定大学に在学しており、卒業までに改正対象科目の単位を修得する者 令和6年3月31日時点で免許法認定講習等を履修しており、改正対象科目の単位を修得する者 令和6年3月31日までに課程認定大学又は免許法認定講習等で改正対象科目の単位を修得した者

2. 教科専門科目の見直し -経過措置等②

○ 改正前科目区分に関する単位を、次のとおり改正後科目区分に関する単位として読み替えることを可能とする。

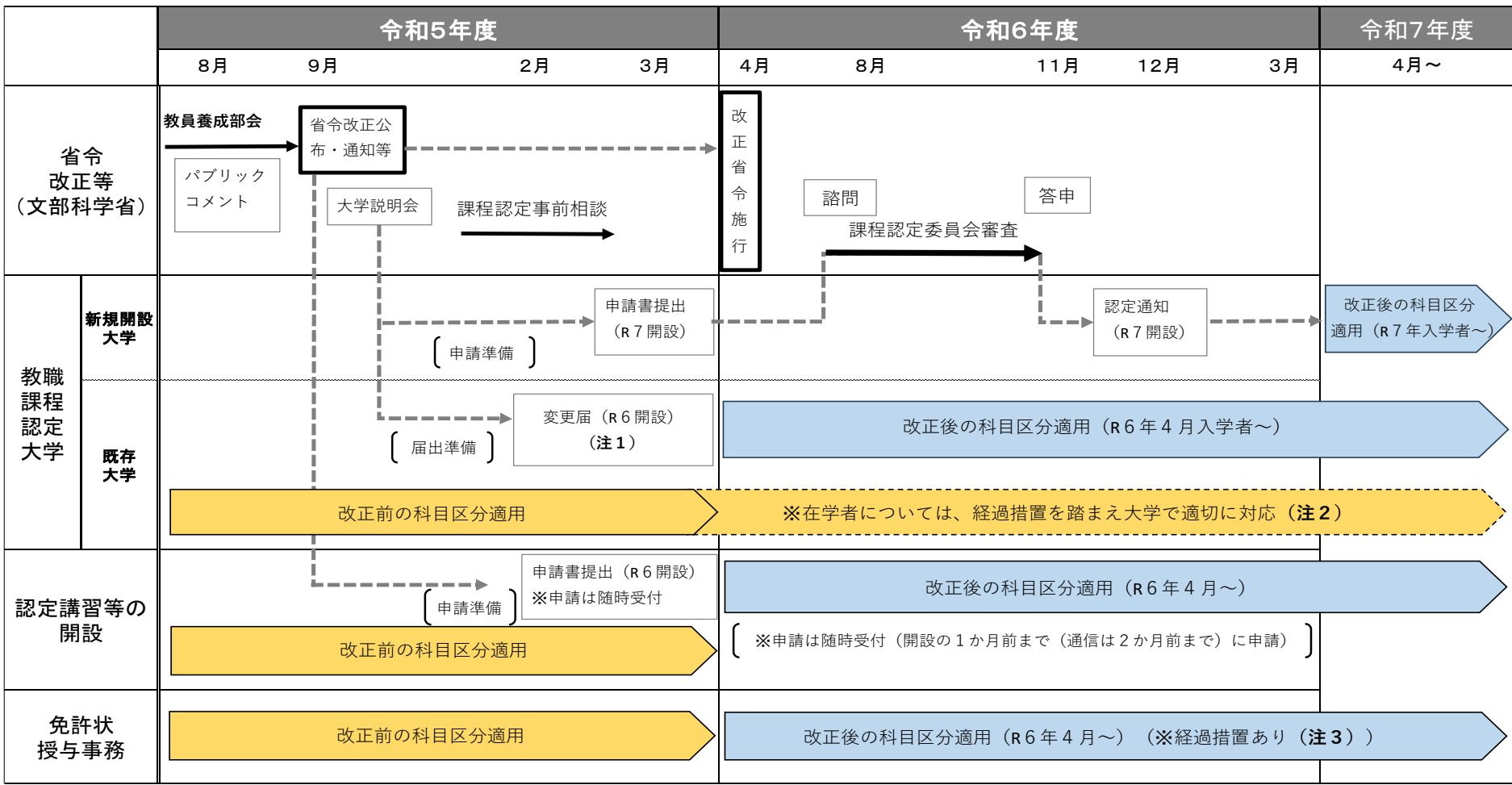
学校種	教科	改正前科目区分		改正後科目区分
中学校	技術	栽培(実習を含む。)	読み替え可	生物育成
		情報とコンピュータ(実習を含む。)		情報とコンピュータ
	家庭	被服学(被服製作実習を含む。)		被服学(被服実習を含む。)
		保育学(実習を含む。)		保育学
高校	理科	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)		物理学実験
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)		化学実験
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)		生物学実験
		地学実験(コンピュータ活用を含む。)		地学実験
		※1科目選択		※1科目選択
	家庭	被服学(被服製作実習を含む。)		被服学(被服実習を含む。)
		住居学(製図を含む。)	住居学	
		保育学(実習及び家庭看護を含む。)	保育学	
	情報	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	コンピュータ・情報処理	
		情報システム(実習を含む。)	情報システム	
情報通信ネットワーク(実習を含む。)		情報通信ネットワーク		
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)		マルチメディア表現・マルチメディア技術		
中学校	理科	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	それぞれ改正前科目区分を全て修得していれば読み替え可	物理学実験・化学実験・生物実験・地学実験
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)		
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)		
		地学実験(コンピュータ活用を含む。)		
技術	機械(実習を含む。)	}	}	機械・電気(実習を含む。)
	電気(実習を含む。)			
高校	情報	情報社会・情報倫理	}	情報社会(職業に関する内容を含む。)
		情報と職業		
中学校	技術	木材加工(製図及び実習を含む。)	}	}
		金属加工(製図及び実習を含む。)		

※ 複数の科目区分を1つに統合するものについては、改正前科目区分を全て修得していない場合でも、教科専門科目の単位数として計上を可能とする経過措置を整備(附則第2条第5項・第6項、同第3条第5項・第6項)。

※ 削除される「家庭電気・家庭機械・情報処理」についても同様に、教科専門科目の単位数として計上可能。

2. 教科専門科目の見直し -改正に係るスケジュール

教科に関する専門的事項の改正に係るスケジュール



- (注1) 施行日が令和6年4月であるため、令和6年度入学者以降のカリキュラムは本改正後の科目区分に即した変更届による手続を行うこととなる(必須)。なお、現在、本改正に係る教科の教職課程認定申請をしている大学(R6年度開設分申請)については、認定後の計画変更届手続において、改正内容の変更対応を受け付ける。
- (注2) 経過措置により、既に修得した又は卒業までに修得する改正前の科目区分の科目は、基本的に改正後の科目として読み替えが可能。在学者について、改正前の科目で履修させた上で経過措置による読み替えを行うか、改正後の科目に変更した上で履修させるかは、大学の状況に応じて判断すること。在学者にも改正後の科目を履修させる場合は、在学者にも適用する旨の変更届による手続を行う。
- (注3) 改正前の科目を修得した者の免許状授与と申請が考えられるため、経過措置を踏まえ授与事務の対応を行うこと。

2. 教科専門科目の見直し -技術の教職課程について

【教科専門科目検討委員会まとめより】

2. 中学校教諭普通免許状「技術」について

(2) 必要な移行措置等

○ **大学(特に高校情報及び工業の教職課程を置く大学)に対し、見直しを行った教科に関する専門的事項に関する科目について情報提供を行うとともに、教職課程の開設を促すこと。**

課程認定大学等数(令和4年4月1日現在) 【中学校 教科別】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	職業	職業 指導	英語	外国語	宗教
大学	230	289	156	166	92	103	181	35	63	102	0	2	301	42	27
短期大学	8	4	0	0	8	5	3	1	0	11	0	0	12	0	0
大学院	168	200	119	146	93	88	99	54	72	89	28	30	195	55	52
専攻科	2	1	1	0	9	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0

3. 教職課程認定基準等の改正 について



3. 教職課程認定基準等の改正について

1. 改正の趣旨： 中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(令和4年12月19日)の提言等を踏まえ、所要の改正を行う。

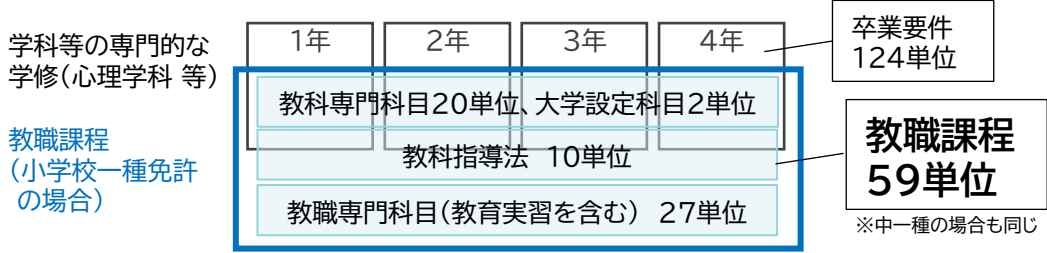
2. 改正の概要(令和5年9月28日付け事務連絡参照)

	事 項	改 正 の 要 点	関係基準等
1	特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正	○学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう、4年制大学において、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。	・基準2(4)、10、14(2) ・強み専門性特例審査の観点
2	専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正	○小学校における専科指導優先実施教科(算・理・体・外国語)に相当する中学校教員養成課程(数学、理科、保健体育又は英語)を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。	・基準2(4)、11、14(2)
3	大学設置基準等による教育課程特例に係る改正	○大学設置基準第五十七条第一項等の規定による教育課程特例の認定を受けた大学が、教育職員免許法施行規則第二十二条第六項に基づき、当該特例に係る先導的な取組により当該大学の教職課程を適正に実施できるものと認められる場合、基準においても授業科目の自ら開設の原則に特例を設けるもの。	・基準3(1)、(3)、(4) ・確認事項1(2) ・実地視察規程5
4	教職実践演習の履修時期に係る改正	○教職実践演習の履修時期について、4年次(短期大学の場合は2年次)後期としていたものを、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施するものとする。	・教職実践演習の実施に当たっての留意事項2

3-1. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例①

現状 4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
 しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



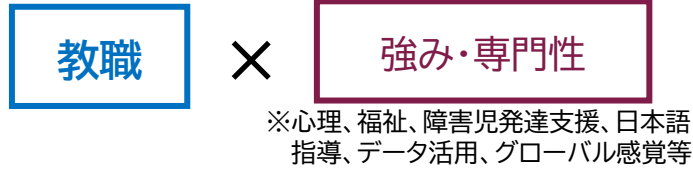
- 教員養成系以外の学科では、卒業要件に必要な単位(124単位)と、教職課程に必要な単位(59単位)の重複が少ない。
- そのため、教員免許取得のための負担が大きく、特に心理や福祉の資格取得等との両立は困難。

改正事項 教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ



- 教職課程の設置要件
 専門性を身に付けさせる活動等が顕著であり、専門性と教員免許状の間で相乗効果が見込めること等



※一種免許状と二種免許状の違い
 職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定 教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

3-1. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例②

【教職課程認定基準】

2 教育上の基本組織

(4) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2(4)にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2(5)及び(6)は適用しない。

※ 2(4)については、特例の新設にあたり、原則を明示するための改正。

※ 本特例(強み専門性特例)の趣旨は、資格取得や留学等の強みや専門性に係る活動等と一種免許状の取得の両立が困難である状況等を鑑みて、免許状取得との両立を目的とするための特例であるため、同一免許状の一種免許状の教職課程との併設を想定するものではない。



3-1. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例③

【強み専門性特例 審査の観点】

1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

身に付ける強みや専門性に係る活動等とは、**一種免許状の教職課程を履修することとの両立が困難であると想定される程度のもの**を指す。

また、当該強みや専門性が、認定を受けようとする二種免許状を取得しようとする者に対し、**相乗効果を生み出すことが十分に期待できるもの**であり、単に既存の教職課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しない。

例えば、**データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚等に関連する資格要件を踏まえた教育課程・教育プログラム等の履修、その他の一定程度の活動等**が挙げられる。なお、これに限るものではない。

2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか

教育委員会等からの要望、地域や学校における課題等を踏まえた教員養成を行うことが期待できるものであるか。

3-1. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例④

【強み専門性特例「審査の観点」(つづき)】

3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか

免許状を取得しようとする者が、当該学科等において強みや専門性を身に付ける活動等を十分に行いながら二種免許状を取得する際に無理のない教育課程が設定されているか。また、科目開設上の工夫や、履修指導の体制が十分に整備されているか。

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

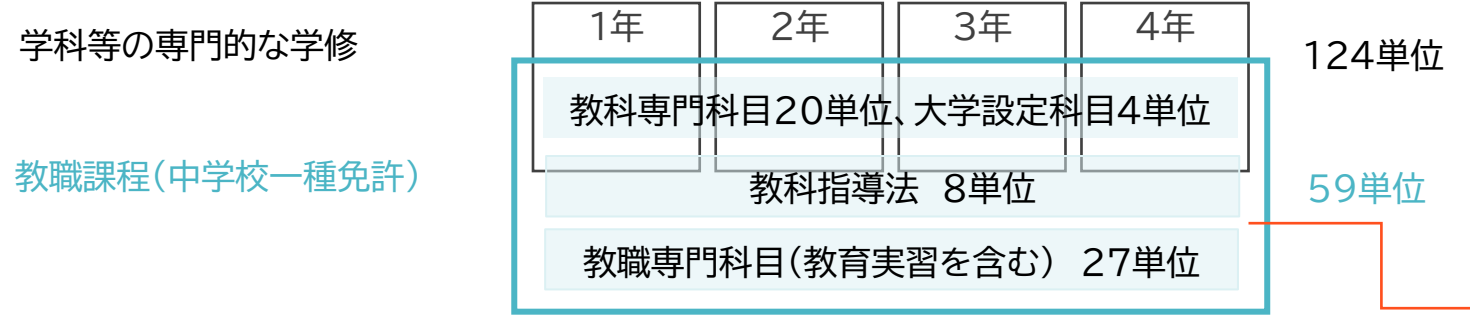
身に付ける強みや専門性に係る活動等は、当該学科等の学位プログラムを基礎として設定されたものであるか。当該学科等の目的・性格を歪めるものとなっていないか。

5. 二種免許状の課程認定基準等を満たしているものとなっているか

※基準14(2)教育実習の必要学級数については、緩和措置あり。

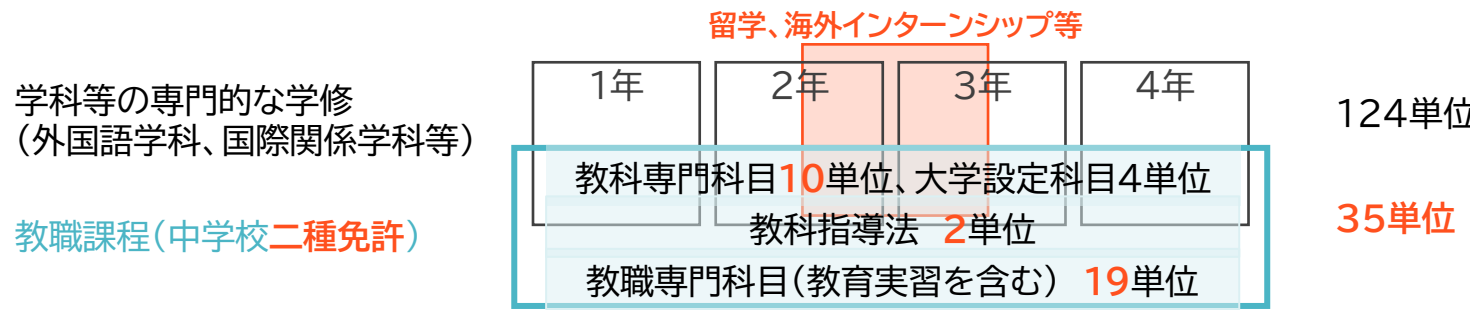
3-1. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例⑤

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

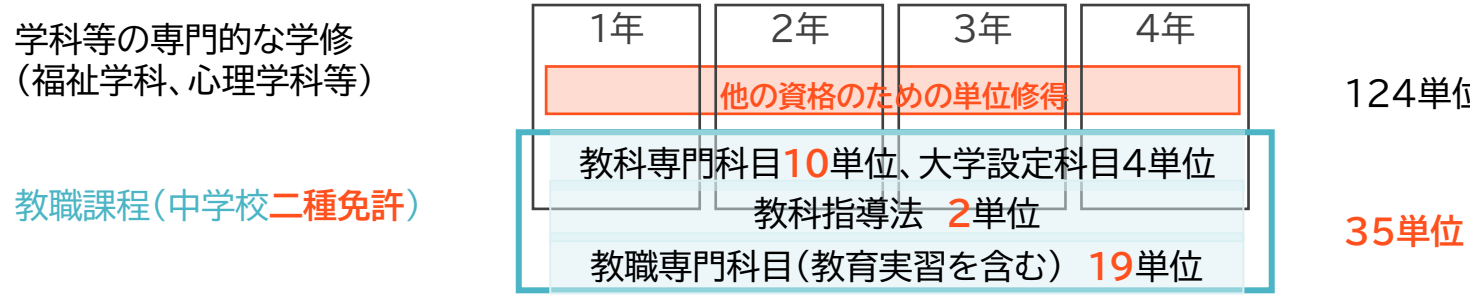


所属する学科等の科目以外に修得すべき科目が多く、さらに、他の活動(留学・教職以外の資格取得等)が加わった場合に、両立が困難

●留学によるグローバル感覚・語学力等の育成との両立



●他の資格等の取得との両立



3-2. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例①

現状

- ・令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたことから、専科指導優先実施教科である外国語・理科・算数・体育に相当する中学校の英語・理科・数学・保健体育の免許状との併有を促進することが重要である。
- ・現状では、小学校教諭の教職課程は、教員養成学部・学科等(※)にしか設置することができないため、両方の免許の教職課程の開設数は少ない。
- ・多様な教職員集団の形成の実現のためには、従来型の教員養成学部・学科等に限らず、一般大学の学部・学科等においても中学校免許状と小学校免許状との併有を可能とすることが必要。

(※)教員養成を主たる目的とした学科のみ設置が可能。一般的には教育学部教育学科や子ども教育学科等が該当する。

○小学校免許状の教職課程を有する学科のうち、中学校免許状の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)

英 語	理 科	数 学	保 健 体 育
84 学科	60 学科	66 学科	60 学科

※一種の課程の学科数。小学校免許状(一種)の教職課程を有する学科は全体で265学科である。

<参考> 中学校免許状(一種)の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)
 英語…420学科、理科…580学科、数学…384学科、保健体育…227学科

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、小学校の専科指導優先実施教科である英語・理科・算数・体育に相当する中学校免許状の英語・理科・数学・保健体育の教職課程を置く大学の学科が、小学校の教職課程を設置できるようにする。



本改正により、例えば中学校免許状の数学の教職課程を有する情報学部数理情報学科等において、小学校教諭免許状の教職課程を開設可能となる。

中学校免許
英語、理科
数学、保体



小学校免許

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

3-2. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例②

【教職課程認定基準】

2 教育上の基本組織

(5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

(6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等ではなければ認定を受けることができない。

11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2(4)、(5)及び(6)にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

※ 地域における教員養成の状況・課題等を踏まえることに留意。

※ 小学校の課程の授業科目を開設するに当たっては、基準4-8(2)v)、viii)等を活用し、中学校との共通開設も考えられること。その際は、いずれの学校種にも対応できる内容を検討する。

※ 小学校の課程は、二種免の課程であることに留意。

3-2. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例③

○通常の中学校の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

学科等の専門的な学修
(理学部理学科等)

教職課程(中学校一種免許理科)

1年	2年	3年	4年	124単位
教科専門科目20単位、大学設定科目4単位				中一種免 59単位
教科指導法 8単位				
教職専門科目(教育実習を含む) 27単位				

所属する学科等の科目以外に修得すべき科目が多い。また、通常は教員養成系以外の学科等は、中学・高校の教職課程しか設置していない。

●専科指導優先実施教科(理科・算数・体育・外国語)に相当する中学校の教職課程大学(理科・数学・保体・英語)が特例を活用し、小学校の教職課程を置く場合

学科等の専門的な学修
(理学部理学科等)

教職課程(中学校一種免許理科)

+

教職課程(小学校二種免許)

1年	2年	3年	4年	124単位
教科専門科目20単位、大学設定科目4単位				中一種免 59単位
教科指導法 8単位				
教職専門科目(教育実習を含む) 27単位				
教科専門科目10単位、大学設定科目2単位				小二種免 37単位
教科指導法 6単位				
教職専門科目(教育実習を含む) 19単位				

小学校と中学校の科目を共通開設するなど大学の科目設定の工夫により、修得すべき科目の単位数はさらに低減が可能。

3-2. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例④

専科指導優先実施教科に相当する中学校養成課程における小学校二種免課程の併設例

小学校教諭二種免許状					
免許法施行規則		教職課程			
	単位	授業科目	単位		
教科及び教科の指導法に関する科目 16単位	1科目以上	国語			
		社会			
		算数	初等算数	1	必修
		理科	物理学概論	1	必修
			化学概論	1	必修
			生物学概論	1	必修
			地学概論	1	必修
		生活			
		音楽			
		図画工作			
		家庭			
		体育			
		外国語			
		小計			5
各教科の指導法	1	初等国語指導法	1	必修	
	1	初等社会指導法	1	必修	
	1	初等算数指導法	1	必修	
	1	初等中等理科指導法	2	必修	
	1	初等生活指導法	1	必修	
	1	初等音楽指導法	1	必修	
	1	初等図画工作指導法	1	必修	
	1	初等家庭指導法	1	必修	
	1	初等体育指導法	1	必修	
	1	初等英語指導法	1	必修	
	小計			11	単位
合計			16	単位	

中学校教諭一種免許状(理科)					
免許法施行規則		教職課程			
	単位	授業科目	単位		
教科に関する専門的事項	1	物理学	物理学概論	1	必修
			物理 I	2	必修
			物理 II	2	必修
	1	化学	化学概論	1	必修
			化学 I	2	必修
			化学 II	2	必修
	1	生物学	生物学概論	1	必修
			生物学 I	2	必修
			生物学 II	2	必修
	1	地学	地学概論	1	必修
	1	物理学実験	物理学実験	1	必修
		化学実験	化学実験	1	必修
		生物学実験	生物学実験	1	必修
		地学実験	地学実験	1	必修
小計			20	単位	
理科	8	初等中等理科指導法	2	必修	
		中等理科指導法A	2	必修	
		中等理科指導法B	2	必修	
		中等理科指導法C	2	必修	
小計			8	単位	
合計			28	単位	

教科及び教科の指導法に関する科目 28単位

基礎的理解 6単位	理念歴史思想		教育原論	2必修
	教職の意義等		教職論	2必修
	社会制度経営		教育社会学	2必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2必修
	特別支援	1	特別支援教育	1必修
	教育課程		教育課程論	1必修
			合計	10単位
道徳等 6単位	道徳	1	道徳教育の指導法	2必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1必修
	特活		特別活動論	1必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2必修
	情報通信技術の活用	1		
	生徒指導		生徒指導論	1必修
	教育相談		教育相談	2必修
進路指導		進路指導論	1必修	
		合計	10単位	
教育実践 7単位	教育実習	5	学校体験活動	2必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3
	教職実践演習		教職実践演習(小)	2必修
			合計	7単位
独自設定 2単位		介護等体験実習	2	

基礎的理解 10単位	理念歴史思想		教育原論	2必修
	教職の意義等		教職論	2必修
	社会制度経営		教育社会学	2必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2必修
	特別支援	1	特別支援教育	1必修
	教育課程		教育課程論	1必修
			合計	10単位
道徳等 10単位	道徳	2	道徳教育の指導法	2必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1必修
	特活		特別活動論	1必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2必修
	情報通信技術の活用	1		
	生徒指導		生徒指導論	1必修
	教育相談		教育相談	2必修
進路指導		進路指導論	1必修	
		合計	10単位	
教育実践 7単位	教育実習	5	学校体験活動	2必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3
	教職実践演習		教職実践演習(中高)	2必修
			合計	7単位
独自設定 4単位		介護等体験実習	2	

青は義務教育特例の活用、赤は複数学科等共通開設の活用

4. 教育課程特例について



4. 教育課程特例について ー概要

1. 背景

- 大学設置基準等の令和4年度改正により、教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度(以下「教育課程特例」という。)が創設された。
- 教職課程の基準については、大学設置基準等のほか、教育職員免許法施行規則(以下「免許法施行規則」という。)においても所要の規定が設けられており、教育課程特例に対応した免許法施行規則の改正を行う。

2. 改正内容(特例対象規定について)

- 文部科学大臣(教員養成部会)の教職課程の認定に関し、免許法施行規則の一部の規定を適用しない特例を設けることにより、教育課程特例を受けた大学の教職課程についても先導的な取組を行うことを可能とするもの。
- 教育課程特例と、本改正による特例の対象となる免許法施行規則上の教職課程に関する規定との関係は以下のとおり。

本改正に係る設置基準における特例		免許法施行規則上の規定	
特例対象規定 (大学設置基準)	設置基準特例 適用による効果	教職課程の規制 (免許法施行規則)	本改正による 特例の認定を受けた場合の 効果
授業科目の自ら開設の原則 (第19条第1項)	複数大学間で連携して教育課程を開設することが可能	教職課程の授業科目の 自ら開設の原則 (第22条第1項)	複数大学間で連携して教育課程を開設すること等が可能
		他の大学が開設する各教科の指導法に関する科目等を自大学開設とみなす場合、各科目の単位数の3割が上限 (第22条第4項)	大学設置基準特例で認められた範囲内で3割を超えて文科大臣の認める割合まで各科目の単位数を自大学開設とみなすことが可能
大学連携推進法人等による連携開設科目に係る30単位上限 (第32条第6項)	30単位を超える科目の連携開設が可能	他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合、第4項でみなす科目と合わせ免許取得に必要な最低単位数の8割が 上限 (第22条第3項)	設置基準特例で認められた範囲で最低単位数の8割を超えて文科大臣の認める割合まで単位を自大学開設とみなすことが可能

4. 教育課程特例について — 基準①

【教職課程認定基準】

3 教育課程、教育研究実施組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。なお、短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

ただし、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定(以下、「教育課程特例認定」という。)を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

➡ 授業科目の自ら開設の原則が外れるため、複数大学間で連携して授業科目を開設することが可能。ただし、基準上の要件は求められる。

例) 相当性の基準、教科専門科目の自学科開設半数規定(基準4-8(1)ii)④)



4. 教育課程特例について —基準②

【教職課程認定基準】

3 教育課程、教育研究実施組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

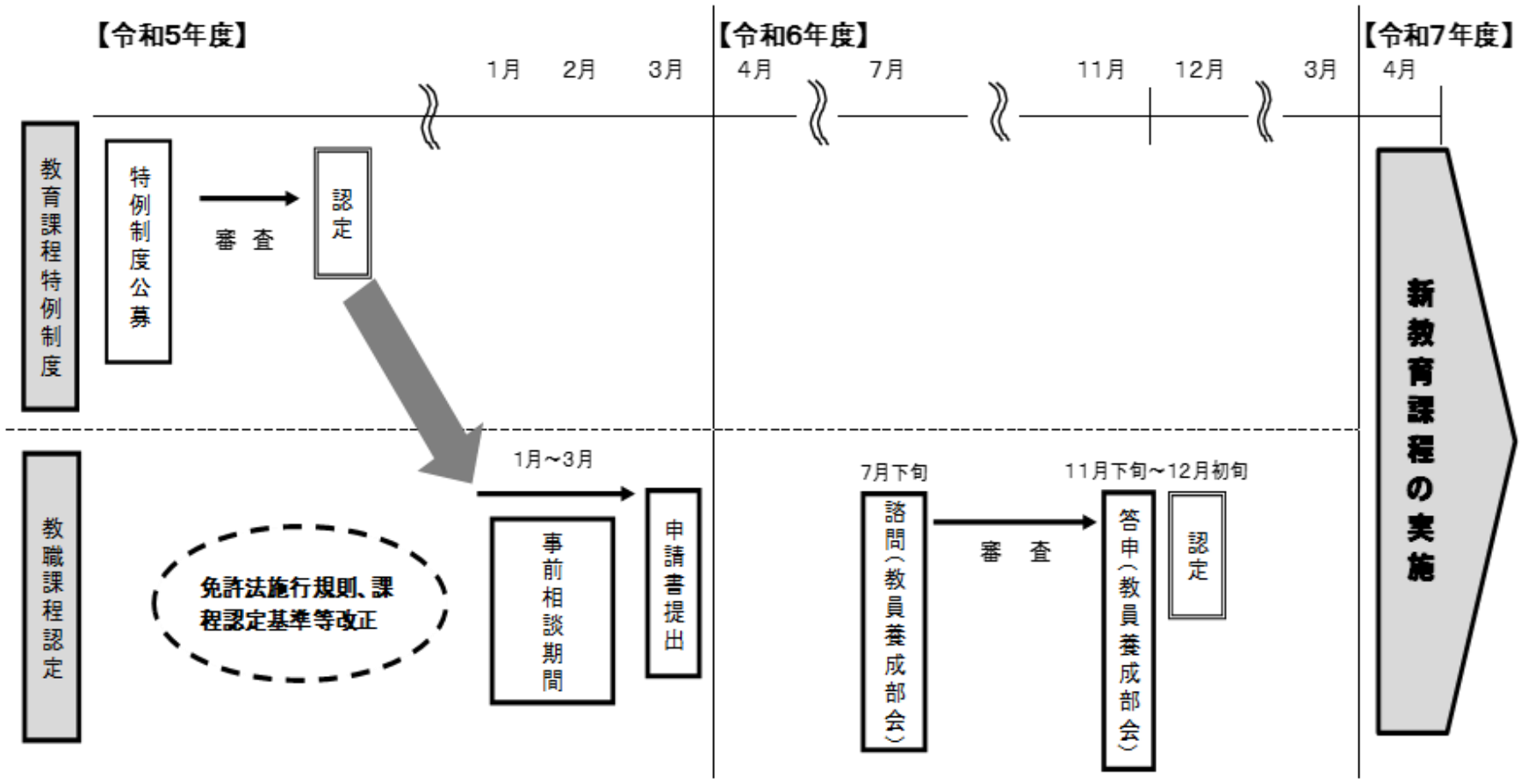
(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。)…(略)…(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。



4. 教育課程特例について —スケジュールイメージ

教育課程等特例制度に係る教職課程認定の審査スケジュール（イメージ）



(※1) スケジュール(イメージ)は令和7年度開始を想定したものの。
 (※2) 審査が必要な大学の審査イメージである(学科の設置、改組等を伴う場合、免許状の新規追加を行う場合等)。
 特例活用の内容によって、変更届で足りるケースも想定される。

4. 教育課程特例について ー 留意点

【留意点】

1. 教育課程特例を受ける大学の学科等が、当該学科において教職課程を新設する場合や改組等を伴う場合、通常の課程認定申請の手続において、審査を行う。
2. 上記に該当しない場合においても、施行規則第二十二條第六項による読替え後の同條第三項の特例(他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例)又は同條第四項の特例(他大学の開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例)に係る教育課程を編成する場合は、先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認める割合を上限とすることとなるため、課程認定申請の手続において、審査を行うものであること。ただし、この場合は教員審査を省略すること。

例)既存の課程認定大学が、教育課程特例を活用し、単位互換科目の上限の3割を超え、6割に設定する場合 など

3. 教育課程特例を受ける大学の学科等のうち、上記に該当しない場合は、教育課程特例に係る変更届を提出すること。

例)教育課程特例を活用し、大学設置基準上の遠隔授業の60単位上限を超え、教職課程の科目の半数程度をオンライン化する場合 など



5. 関係手続



5. 関係手続 ー 各種変更届等

事項	提出期限等	手続	備考
○教科専門科目見直し(中学理科・技術・家庭、高校理科・家庭・情報)に伴う変更届	令和6年2月末日	変更届 ※10月中に送付予定の事務連絡により提出	※対象となる大学:中学 理科・技術・家庭、高校 理科・家庭・情報の課程認定大学
○特支免コアカリキュラムに対応した変更届	①令和5年2月末日【済み】 ②令和6年1月末日	変更届 ※特支免コアカリ対応変更届(>令和4年10月3日付け事務連絡)	※特支免の課程認定大学のうち、①の提出を行っていない大学
○教職課程認定審査の確認事項1(1)③若しくは1(1)④に基づく変更届	①令和5年9月末日 ②令和5年11月末日	変更届 >手引きP105～	※締切は①又は②の2回 ※課程認定委員会の審査結果により、改組前後で同一と認められなかった場合は、通常の課程認定申請が必要
○通常の変更届等	変更予定の教育課程を実施する前まで (R6.4開始なら、R6.3末日までに提出)	変更届 >手引きP105～	※変更内容が、免許法令、課程認定基準等を満たしているか、各大学においてよく確認の上、提出のこと
○大学設置基準等による教育課程特例に係る変更届(課程認定の申請が必要なものを除く)	未定	申請が不要な場合は変更届のみ提出 ※様式等は今後示す予定	※高等局に特例申請を行う場合は速やかに教育人材政策課教職課程認定係に連絡すること ※5文科教第1002号(令和5年9月25日)参照

6. その他



教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない^{※1}。

令和4年12月の中央教育審議会答申^{※2}を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。

特に、**教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めている**、**大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている**。

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5

※2 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
(参考URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)

教職課程を置く大学等に係る事項

1 全般的事項

- **教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行う。**
- **万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を完全に果たす必要がある。**
- 大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。
- 大学の教職課程の**自己点検・評価のプロセスも活用し**、教育実習等の適切な在り方について、**不断の見直しを図っていくことが期待される。**

2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- 大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号））
- 学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため[※]、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、**学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等**について、十分な指導を行う。（※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定））
- 大学等は、学生が直ちに**相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え**、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、**学生に周知する**。

- 学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。
- 学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。

3 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 緊急時等を除き、**所定の時間数[※]を上回るような実習が行われることのないよう**、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づく）
- 実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めると等がないよう十分留意する。
- ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。

4 その他

- 障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。
- 母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。

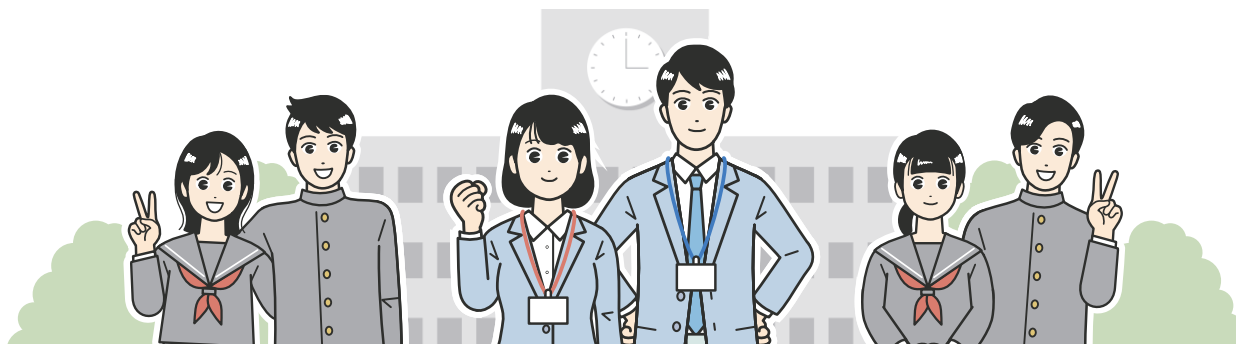
各教育委員会や学校等に係る事項

1 全般的事項

- 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、**パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。**
- 教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。
- 教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努める。

2 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき**適切な時間の設定で実習計画を行っている。**そのため、**学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。**
- 教育実習等は**学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である。**そのため、**緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないように努める。**
- 教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。



**教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、
その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、
教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。**

早期化・複数回実施に係る主な課題点及び関連方策①

1. 早期化に関し、挙げられた課題点と関連方策

(課題点①) 早期化に伴う問題作成に係る負担の増大

➡ 令和6年度実施の教員採用選考試験に関しては、試験実施日（6月16日）を合わせていただける場合には、文科省より、教員資格認定試験（小学校）の問題を参考提供することが可能

(課題点②) 地域ブロックで教員採用選考試験の日程を統一している場合の対応

➡ 教員採用選考試験の実施日の早期化等について協議の上、地域ブロックとして統一的な対応をとることで懸念を解消することが可能と考えられる。

(課題点③) 臨時講師等をしながら受験する者への配慮

➡ 一次選考合格者の翌年度一次選考の免除、教職経験者を対象とした特別選考の導入・活用等により試験負担に配慮する工夫が考えられる。

(課題点④) 教育実習の実施時期との調整

➡ 大学においては、柔軟な実習の履修形式が認められるよう「学校体験活動」の積極的な活用等も含め、教育実習在り方の見直しを検討すべき。

➡ 教育委員会においては、大学等に教員採用選考試験の時期について早めに情報共有するとともに、管下の市区町村教委や学校に、実習生が適切な時期に教育実習等を行うことができるよう理解・協力を依頼するなど、調整的機能を果たすことが必要。

➡ 学校においては、学生や大学から依頼する学校体験活動のような活動や教育実習の分割実施などについても、児童生徒や学校運営にもたらす良い影響にも目を向け、積極的に受け入れていただくことが重要。

2. 複数回実施に関し、挙げられた課題点と関連方策

(課題点⑤) 複数回実施する負担に見合う成果

➡ 募集する学校種を絞ることや、大学での推薦等を前提とする等対象を限定して実施することにより、適正な規模で効果的な選考を行うことが可能と考えられる。

(課題点⑥) 追加的な試験会場の確保、問題作成に係る負担

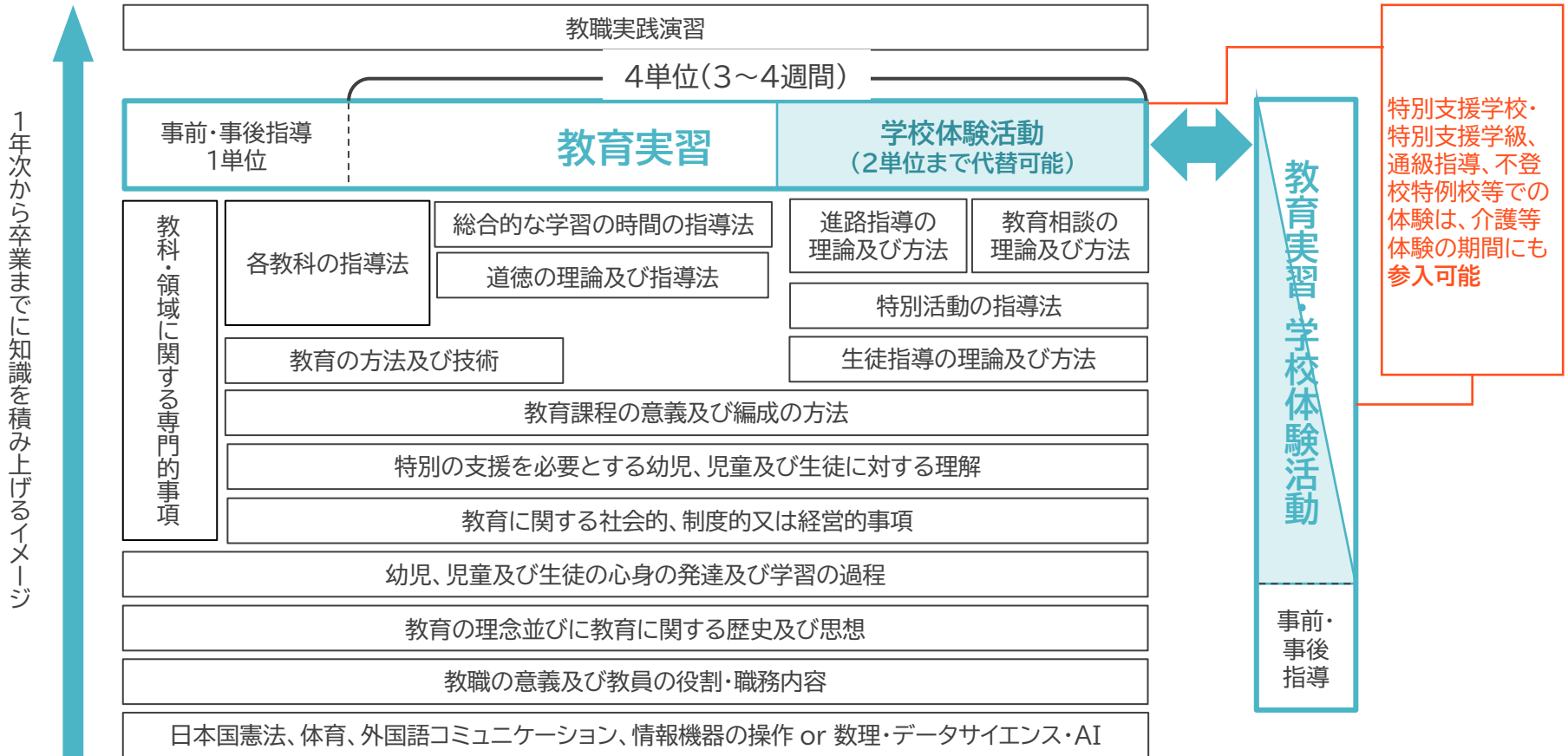
➡ 上記の通り、実施規模を適正化した上で、中長期的な計画を持って会場を確保。
複数回実施に伴う追加的に必要となる試験問題に関し、**文科省の委託事業で冬期に実施する教養試験問題を作成予定**。これにより問題作成に係る負担軽減が可能。

今後の方向性 ～教師志願者の増加に向けて～

- 教員採用倍率の低下や受験者数の減少、民間企業等の就職活動の状況を踏まえると、教師志願者の増加を図り、質の高い教師の確保に繋げていくために、教員採用選考試験の**早期化や複数回実施等の工夫改善を進めていくという方向性**を国・教育委員会・学校・大学をはじめ**全ての関係者で共有**することが重要。
- 来年度実施の教員採用選考試験の第一次選考の実施日程について、**6月16日**を一つの目安（標準日）としてできるだけ前倒しを積極的に検討いただくとともに、複数回実施についても取組を進めるべき。
- 実行に当たっては、**国・教育委員会・学校・大学それぞれが役割を果たす**とともに、**相互に連携・協力**し、早期化や複数回実施に係る課題点を解消していくことが必要。
- 文科省において整備した教育人材の募集情報を一覧できるポータルサイトや、各教委における教師の仕事への関心を高めるイベント等を通じて、教師の仕事の価値ややりがいを実直に発信していくことも重要。
- さらに、文科省としては、今後、令和4年度実施の勤務実態調査のさらに詳細な分析を行いつつ、中教審において、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実に関する具体策について一体的に検討していく予定。
- 令和5年度末から始まる**定年引上げ（2年に1歳ずつ65歳まで）への計画的な対応も重要**。この際、退職者枠のほか、これまでの臨時講師等の枠を減らして正規教員に置き換えることで安定的に新規の正規教員の採用枠を確保し、**非正規教員の割合抑制**を進めるべき。
- 教員採用選考の工夫改善の議論はこれで完結ではない。
文科省として、平成30年度に教職員支援機構が実施した調査研究で示された検討課題を踏まえつつ、公立学校教員採用選考に係る**第1次選考の全国共同実施の実現可能性について調査・検討**を進める必要がある。

教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ(小学校の例)

短期集中型の従来の履修スタイルに加え、**通年で決まった曜日などに実施する教育実習**や、**早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法**なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。



※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが認められている。
 ※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、令和4年4月1日。データベース関係の規定は、令和5年4月1日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③児童ポルノ法違反、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ **教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等**
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ 教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は**学校の設置者へ通報**（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば**学校の設置者へ直ちに通報**（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた**学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施**
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

令和4年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究 -教職課程大学生の倫理観および行動コントロール力向上のための CBTを活用した教育プログラムの開発と実践-

熊本大学は文部科学省より委託を受けて、文部科学省 令和4年度『教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業』のうち「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」を行いました。

研究の目的と構成

本調査研究では、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に関わる全国の教職課程を設置する大学（教職課程認定大学）および教育委員会の取り組みの実態を、Webアンケートによる調査の実施と結果の分析を行い（研究①）、さらに、教職課程を履修する学生の理解促進のために教職課程認定大学において行われている児童生徒性暴力等の防止等に資する取り組みを実践し、その分析を行うことで（研究②）、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に係る教職課程認定大学における取り組みを促進することを目的としました（図1 調査研究の構成参照）。

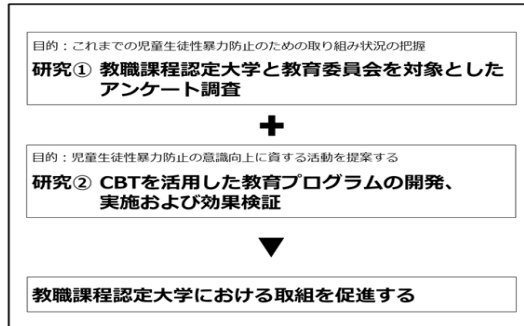


図1 調査研究の構成

※CBT (Cognitive Behavioral Therapy)

主な結果

研究①

全国の国公立教職課程認定大学140大学、都道府県教育委員会および政令指定都市教育委員会67委員会にアンケートを依頼し、52大学（回収率37.1%）、46教育委員会（回収率68.7%）から回答が得られました。教職課程認定大学の授業の中で、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に関する取り組みを行っているのは約半数の29大学（55.8%）で、授業外では10大学（19.2%）が実施していました。

事業報告ウェブサイト（熊本大学サイト）

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>



研究②

教職課程を履修する学生245名を対象に、2回の授業中で、教職員等の児童生徒性暴力等の防止のための意識向上をねらいとして開発した教育プログラムを実施しました。教育プログラムには、本研究で作成した、事前学習教材としてのオンデマンド形式のICT教材も含まれました。

本教育プログラムを受講する前後で、「チームワークで取り組む意識」が増大し、問題が生じたときに対応を後回しにする態度を意味する「回避的援助要請スタイル」が減少しました。
→教育プログラムによる意識向上の効果が一定程度確認されました。

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

本事業は、文部科学省からの委託を受けて、熊本大学が実施したものです。

お問い合わせ先：熊本大学大学院人文社会科学研究所 高岸研究室 (takagishi@educ.kumamoto-u.ac.jp)

研究①の結果

図2・3に、児童生徒性暴力等の防止に関する学生を対象とした教職認定大学の実践の実態と、教育委員会の教職認定大学との連携の実態を示しています。

児童生徒性暴力等の防止等に資する取り組みを行う上で必要だと考えることは以下のものが複数の大学で挙げられました。

- ・カリキュラム内での明確な位置づけ
- ・学部講師の確保と予算の確保
- ・人権意識・人権尊重の教育
- ・実践的で使い勝手のよい資料や教材

アンケート調査において児童生徒性暴力の防止のための先駆的な取り組みを行っている教職課程認定大学および教育委員会のうち、4大学および13教育委員会からインタビューで具体的な実践を聞き取りました。

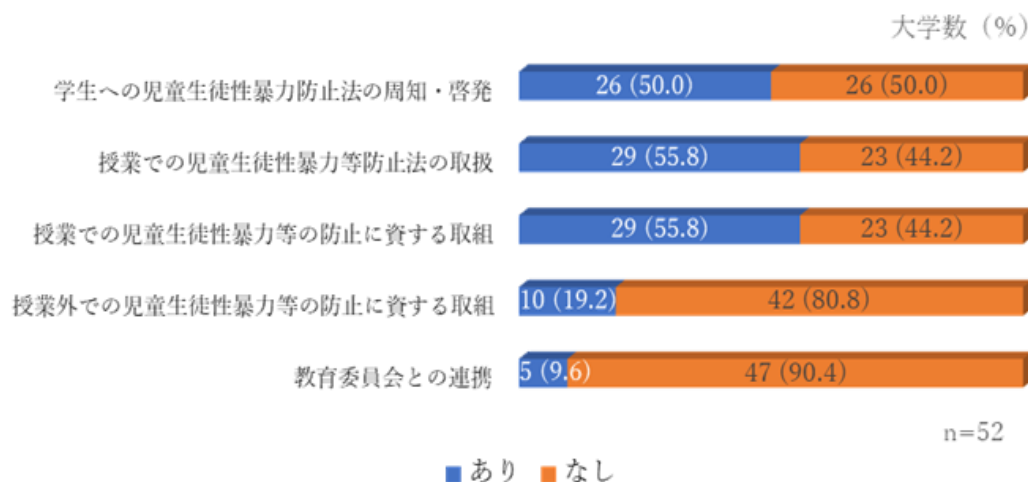


図2 教職認定大学の学生を対象にした実践の実際



図3 児童生徒性暴力等の防止に関する教育委員会の教職認定大学との連携の有無

研究②の結果

研究②では、事前学習用ICT教材（図4）による事前学習を踏まえ実施した教育プログラムでは、受講者の肯定的な変化が認められたほか、教育プログラムそのものと、児童生徒性暴力等を教育プログラムの中で扱うことにも概して肯定的な評価が得られました（図5）。

この演習授業は参加する価値があったか。

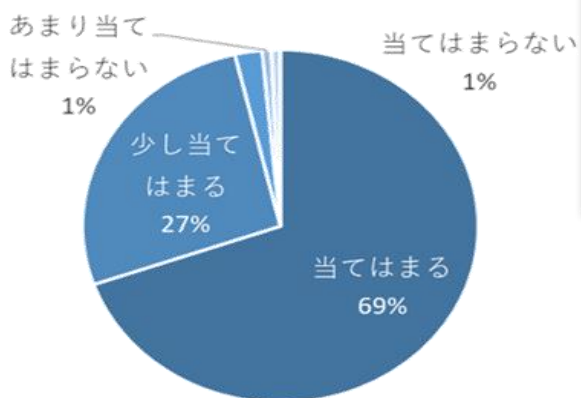


図5 教育プログラムの評価



図4 事前学習用ICT教材のスライド例

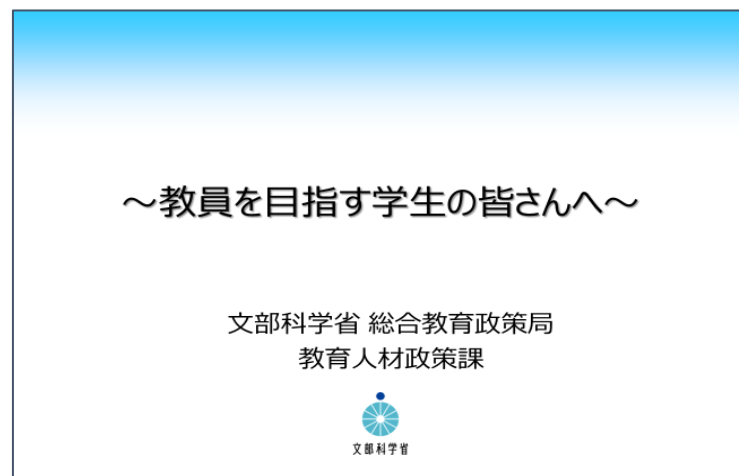
事前学習用ICT教材の
動画サイト（YouTubeのリンク）



お問い合わせ先：熊本大学大学院人文社会科学部 高岸研究室 (takagishi@educ.kumamoto-u.ac.jp)

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>

○【動画】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～



- 教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等についてまとめた啓発動画。教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業、授業外の取組等においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

- (参考) 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

○【動画】児童生徒性暴力等の特徴について

大阪大学名誉教授・藤岡淳子講師

性暴力等の類型、性暴力が身近な教員に起こりえることや、性暴力等の被害が認識されにくいことなどについて解説しています。

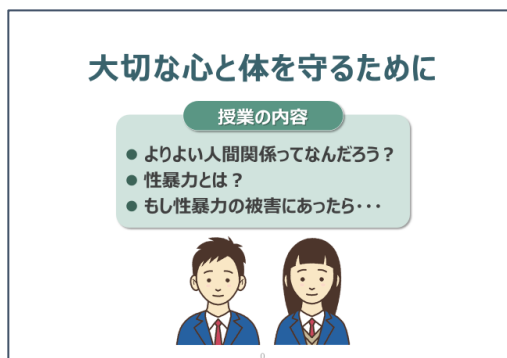
<https://youtu.be/Nb2J4KzYuUg>



○【教材】「生命(いのち)の安全教育」

子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教材、啓発資料、指導の手引き等。

指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応ポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫などを示しています。



(↑中学生向け)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



(↑小学校(低・中学年)向け)

【テーマ3】 理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究
→大阪教育大学が実施中

【テーマ5】 「強みと専門性」との両立可能な教職課程の在り方等に関する研究
→金沢大学が実施中



令和5年度 文部科学省 委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」テーマ3 理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 に関するアンケート調査

(9/29追記) アンケート調査にご協力いただきありがとうございます。
アンケート調査の本ページですが、10月6日(金)17時で一旦閉じさせていただきます。
それまでは、回答・回答の修正も可能です。どうぞよろしくお願いいたします。

中教審答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」において、教育実習の柔軟な履修のあり方等の提言がなされました。
これを受けて、教育実習の履修や教育委員会との連携・協働等の現状を把握し、教育実習等の多様な在り方について調査研究をおこなっております。
ご多忙のところ大変恐縮でございますが、本アンケート調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※大阪教育大学が本調査研究に関するアンケート調査を実施しています(令和5年9月8日付けメールで依頼のあった大学が対象)。

未回答の場合は御協力をお願いします(10月6日締切)。

※参考(過去の調査研究の成果報告)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sankou/1302629.htm